

富山県ツキノワグマ管理計画(第4期、一部変更) 新旧対照表

変更前	変更後
1 計画策定の目的及び背景 (1) 目的 (略) (2) 背景 (略) 令和5年度には、クマ類による人身被害が全国的に発生し、把握されている平成18年度以降最多となった。このような状況を受け、令和6年4月に、四国の個体群を除くクマ類が指定管理鳥獣に追加された。 これらのことから、本県におけるツキノワグマ地域個体群について、現在では人身被害の防止に向けた関係者との連携がより一層図られ、クマの出没時等には、迅速な対応が可能となってきた。今度ともこの体制を維持しながら、科学的・計画的な管理を実施するために、富山県ツキノワグマ管理計画(第4期)を策定するものである。 2 管理すべき鳥獣の種類 (略) 3 計画の期間 (略) 4 管理が行われるべき区域 (略) 5 ツキノワグマに関する現状 (1) 生息環境 (略) (2) 生息状況 (略) (3) 出沒状況	1 計画策定の背景及び目的 (1) 目的 (略) (2) 背景 (略) <u>その後、本県の出没件数は年変動を示しながら、漸増傾向にあった。また、平成25年以降、人身被害が毎年発生した。</u>令和5年度には、クマ類による人身被害が全国的に発生し、把握されている平成18年度以降最多となった。このような状況を受け、令和6年4月に、四国の個体群を除くクマ類が指定管理鳥獣に追加された。 <u>本県では、令和7年度には、出沒件数が1,068件と平成22年に次ぐ件数となり、捕獲数は397頭と過去最高を記録した。また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律が改正され、人の日常生活圏にツキノワグマ等が出没した際に、市町村が委託等した者による銃猟を可能とする緊急銃猟制度が導入された。</u> これらのことから、本県におけるツキノワグマ地域個体群について、現在では人身被害の防止に向けた関係者との連携がより一層図られ、クマの出没時等には、迅速な対応が可能となってきた。<u>今後</u>ともこの体制を維持しながら、科学的・計画的な管理を実施するために、富山県ツキノワグマ管理計画(第4期)を策定するものである。 2 管理すべき鳥獣の種類 (略) 3 計画の期間 (略) 4 管理が行われるべき区域 (略) 5 ツキノワグマに関する現状 (1) 生息環境 (略) (2) 生息状況 (略) (3) 出沒状況

変更前	変更後
富山県のツキノワグマの出没情報（目撃＋痕跡）について、平成16年9月から令和5年度までの推移を表1に示す。 ツキノワグマが大量出没した平成18年、平成22年、及び令和元年には、922件、1,387件、919件の出没情報が得られており、平常年と比較すると約3～9倍の出没件数となる。これは、ツキノワグマの秋の主食であるブナ・ミズナラ等の堅果類の凶作が主な原因と考えられる。 表1 出没件数（月別・年別） (略) 市町村別では、大量出没を含めた19カ年（H17～R5）の年平均は、富山市（133件）、南砺市（54件）、立山町（40件）、魚津市（35件）、黒部市（27件）、朝日町（26件）が上位を占めている（図2）。 地域別では、「北アルプス地域個体群」に属する県東部地域が約7割であり、「白山・奥美濃地域個体群」に属する南砺市などの県西部地域よりも、県東部地域の方が出没数が多い傾向にある（図3）。また、県東部は、地形的に奥山から平野部への距離が比較的近い地域である。 図2 市町村別年平均出没数（H17～R5） (略) 図3 地域別出没割合（H17～R5） (略) 図4 年月出没数（H17～R5） (略) （4）捕獲状況 富山県における昭和45年度から令和5年度までの54年間の捕獲数の推移を図5に示した。昭和45年度から昭和63年度までの19年間	富山県のツキノワグマの出没情報（目撃＋痕跡）について、平成16年9月から令和7年度までの推移を表1に示す。 ツキノワグマが大量出没した平成18年、平成22年、令和元年及び令和7年には、922件、1,387件、919件、1,059件の出没情報が得られており、平常年と比較すると約3～9倍の出没件数となる。これは、ツキノワグマの秋の主食であるブナ・ミズナラ等の堅果類の凶作が主な原因と考えられる。 表1 出没件数（月別・年別） (略) <u>データ更新</u> 市町村別では、大量出没を含めた21カ年（H17～R7）の年平均は、富山市（144件）、南砺市（62件）、立山町（47件）、魚津市（35件）、黒部市（28件）、朝日町（24件）が上位を占めている（図2）。 地域別では、「北アルプス地域個体群」に属する県東部地域が約7割であり、「白山・奥美濃地域個体群」に属する南砺市などの県西部地域よりも、県東部地域の方が出没数が多い傾向にある（図3）。また、県東部は、地形的に奥山から平野部への距離が比較的近い地域である。 図2 市町村別年平均出没数（H17～R7） (略) <u>データ更新</u> 図3 地域別出没割合（H17～R7） (略) <u>データ更新</u> 図4 年月出没数（H17～R7） (略) <u>データ更新</u> （4）捕獲状況 富山県における昭和45年度から令和7年度までの56年間の捕獲数の推移を図5に示した。昭和45年度から昭和63年度までの19年間

変更前	変更後
は、昭和 45 年度、49 年度、52 年度の 3 年間で 100 頭を超えるツキノワグマが捕獲され、年平均捕獲数は概ね 80 頭である。 また、平成に移り、平成 16 年度、18 年度、22 年度、28 年度、令和元年度、2 年度、5 年度については総捕獲数が 100 頭を越えたが、平成に入ってから年平均捕獲頭数は、<u>75</u> 頭〈有害 <u>57</u> 頭、狩猟 <u>18</u> 頭〉となっている（大量出沒年を除いた年平均捕獲数は <u>62</u> 頭〈有害 <u>42</u> 頭、狩猟 <u>20</u> 頭〉となる）。 <u>54</u> 年間の総捕獲数を年平均すると <u>76</u> 頭となり、そのうち有害捕獲については <u>56</u> 頭、狩猟については 20 頭となっている。 図 5 年度別捕獲数（有害捕獲・狩猟） (略) 図 6 捕獲数の推移 (略) 表 2 近県における捕獲数の推移（頭） (略) (5) 被害状況 ア 人身被害 富山県におけるツキノワグマの人身被害について、記録のある昭和 45 年度から令和 <u>5</u> 年度までの推移を示した。 図 7 富山県における人身被害の件数及び人数 (略) 同期間内の被害として、人身事故の件数は <u>118</u> 件、被害者数は <u>146</u> 人（うち死亡 <u>3</u> 人）、年平均被害件数 <u>2.4</u> 件及び被害者数 <u>2.7</u> 人となっている。平成 16 年度の大量出沒時には、被害者数が 24 人という過去最悪の結果となった。 年平均被害者数の傾向として、<u>30</u> 年前（平成 6 年度～平成 15 年	は、昭和 45 年度、49 年度、52 年度の 3 年間で 100 頭を超えるツキノワグマが捕獲され、年平均捕獲数は概ね 80 頭である。 また、平成に移り、平成 16 年度、18 年度、22 年度、28 年度、令和元年度、2 年度、5 年度、<u>7</u> 年度については総捕獲数が 100 頭を越えたが、平成に入ってから年平均捕獲頭数は、<u>85</u> 頭〈有害 <u>67</u> 頭、狩猟 18 頭〉となっている（大量出沒年を除いた年平均捕獲数は <u>64</u> 頭〈有害 <u>44</u> 頭、狩猟 20 頭〉となる）。 <u>56</u> 年間の総捕獲数を平均すると <u>82</u> 頭となり、そのうち有害捕獲については <u>63</u> 頭、狩猟については <u>19</u> 頭となっている。 図 5 年度別捕獲数（有害捕獲・狩猟） (略) <u>データ更新</u> 図 6 捕獲数の推移 (略) <u>データ更新</u> 表 2 近県における捕獲数の推移（頭） (略) <u>データ更新</u> (5) 被害状況 ア 人身被害 富山県におけるツキノワグマの人身被害について、記録のある昭和 45 年度から令和 <u>7</u> 年度までの推移を示した。 図 7 富山県における人身被害の件数及び人数 (略) <u>データ更新</u> 同期間内の被害として、人身事故の件数は <u>130</u> 件、被害者数は <u>153</u> 人（うち死亡 3 人）、年平均被害件数 <u>2.3</u> 件及び被害者数 2.7 人となっている。平成 16 年度の大量出沒時には、被害者数が 24 人という過去最悪の結果となった。 年平均被害者数の傾向として、<u>平成 6 年度～平成 15 年度の 10 年間</u>

変更前	変更後
度)は2.2人／年だったが、平成16年度の大量出没時の被害者24人を含む20年前(平成16年度～平成25年度)は5.3人／年と増加し、直近10年も<u>5.2人／年</u>と<u>ほとんど減少していない</u>。また、過去9年間に於ける近県での人身被害者数は、令和元年度、2年度及び5年度が多くなっている(表3)。 県内の被害時期の内訳では、4月～12月まで各月で人身被害があり、大量出没年は10月、11月の秋期がピークとなっている(図8)。 年代別・性別では、平常年では50代～70代が、大量出没年では70代が多く、<u>いずれも女性より男性が多い</u>(図9)。 表3 近県における人身被害者数(人) (略) 図8 月別人身被害者数(S45～R5) (略) 図9 年代別、性別人身被害者数(S45～R5) (略) 図10 人身事故が発生した時間帯(H16～R5) (略) 図11 人身事故が発生した環境(H16～R5) (略) 捕獲数(有害+狩猟)と人身被害の人数を昭和45年度から平成15年度までの平均と、平成16年度から令和5年度までを図12に示した。捕獲数が多い年に人身被害者数が多くなっている。 (略) 図12 富山県における捕獲数と人身被害者数(S45～H15は平均、	は2.2人／年だったが、平成16年度の大量出没時の被害者24人を含む<u>平成16年度～平成25年度の10年間</u>は5.3人／年と増加し、直近10年も<u>5.4人／年</u>と<u>更に増加している</u>。また、過去9年間に於ける近県での人身被害者数は、令和元年度、2年度、5年度、<u>7年度</u>が多くなっている(表3)。 県内の被害時期の内訳では、4月～12月まで各月で人身被害があり、大量出没年は10月、11月の秋期がピークとなっている(図8)。 年代別・性別では、平常年では50代～70代が、大量出没年では70代が<u>多い</u>(図9)。 表3 近県における人身被害者数(人) (略) <u>データ更新</u> 図8 月別人身被害者数(S45～R<u>7</u>) (略) <u>データ更新</u> 図9 年代別、性別人身被害者数(S45～R<u>7</u>) (略) <u>データ更新</u> 図10 人身事故が発生した時間帯(H16～R<u>7</u>) (略) <u>データ更新</u> 図11 人身事故が発生した環境(H16～R<u>7</u>) (略) <u>データ更新</u> 捕獲数(有害+狩猟)と人身被害の人数を昭和45年度から平成15年度までの平均と、平成16年度から令和<u>7</u>年度までを図12に示した。捕獲数が多い年に人身被害者数が多くなっている。 (略) 図12 富山県における捕獲数と人身被害者数(S45～H15は平均、H16

変更前	変更後
H16～R5) (略) 図 13 秋期クマ有害捕獲者数と全県平均の堅果作柄の推移 (略) イ 農林業被害 ツキノワグマによる農作物被害は、果樹、野菜、豆類、イモ類、稲など多品目で発生している。平成 11 年度から令和 5 年度までの被害発生状況については、表 4 に示したとおりであり、近年被害は発生していない。 表 4 農業被害の発生状況 (H11～R5) (略) 林業被害は、樹皮剥ぎが一部地域で報告されている。 また、平成 19 年度以前から令和 5 年度までの県内の電気柵の整備延長について、図 14 に示す。これは、全ての獣に対する電気柵の整備延長であり、平成 23 年から急激に増加しており、イノシシ等の被害防止のための電気柵が結果として、クマの農業被害の防止にも繋がったと考えられる。 図 14 県内の電気柵整備延長 (H19 以前～R5) 農村振興課資料 (略) データ更新 6 管理の目標 (略) 7 管理の実施 (1) (略) (2) (略) (3) 個体数管理	～R7) (略) <u>データ更新</u> 図 13 秋期クマ有害捕獲者数と全県平均の堅果作柄の推移 (略) <u>データ更新</u> イ 農林業被害 ツキノワグマによる農作物被害は、果樹、野菜、豆類、イモ類、稲など多品目で発生している。平成 11 年度から令和 7 年度までの被害発生状況については、表 4 に示したとおりであり、近年被害は発生していな<u>かったが、令和 7 年度に 150 万円の被害が発生した。</u> 表 4 農業被害の発生状況 (H11～R7) (略) <u>データ更新</u> 林業被害は、樹皮剥ぎが一部地域で報告されている。 また、平成 19 年度以前から令和 7 年度までの県内の電気柵の整備延長について、図 14 に示す。これは、全ての獣に対する電気柵の整備延長であり、平成 23 年から急激に増加しており、イノシシ等の被害防止のための電気柵が結果として、クマの農業被害の防止にも繋がったと考えられる。 図 14 県内の電気柵整備延長 (H19 以前～R7) 農村振興課資料 (略) <u>データ更新</u> 6 管理の目標 (略) 7 管理の実施 (1) (略) (2) (略) (3) 個体数管理

変更前	変更後
② 個体数管理を行う期間 ・ 猟期における捕獲実績を随時把握し、年間捕獲上限数との差を周知するよう努める。最終的な実績報告を<u>3月15日</u>までに行うものとし、翌年度の捕獲数上限の設定に反映させる。 ④ 狩猟の意義 ⑤ 個体数管理（有害時・緊急時・数の調整捕獲）の方針 8 計画の実施体制と普及啓発 （略）	② 個体数管理を行う期間 ・ 猟期における捕獲実績を随時把握し、年間捕獲上限数との差を周知するよう努める。最終的な実績報告を<u>4月30日</u>までに行うものとし、翌年度の捕獲数上限の設定に反映させる。 ④ <u>狩猟期間の延長</u> <u>クマに対する人への警戒心を高める学習効果への期待、狩猟経験の増加によるハンターの捕獲技術の継承とともに、個体数調整の強化による人里への出没抑制等を図る観点から、クマの狩猟期間の終期を下記のとおり延長する。</u> <u>延長前の狩猟期間：毎年11月15日から翌年2月15日まで</u> <u>延長後の狩猟期間：毎年11月15日から翌年3月31日まで</u> ⑤ 狩猟の意義 ⑥ 個体数管理（有害時・緊急時・数の調整捕獲）の方針 8 計画の実施体制と普及啓発 （略）